

告 示

埼玉県告示第六百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和七年九月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所の所在地、 名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県立伊奈学園 中学校入学者選考 に係る埼玉県立学 校入学志願者選考 手数料	東京都港区三田三丁目五番十九号 三菱総研DCS株式会社 代表取締役 亀田 浩樹	令和七年十二月一 日から令和七年十 二月三十一日まで

二 指定をした日

令和七年七月三十日